

議案第172号

指定管理者の指定について

さいたま市立谷田放課後児童クラブ等の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

平成30年11月28日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 所在地 別紙のとおり
- (2) 名 称 別紙のとおり

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 さいたま市大宮区土手町1丁目213番地1
- (2) 名 称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
- (3) 代表者 理事長 船戸 均

3 指定する期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

(別紙)

所在地	名称
さいたま市南区太田窪5丁目10番6号	さいたま市立谷田放課後児童クラブ
さいたま市浦和区常盤9丁目30番9号	さいたま市立常盤放課後児童クラブ
さいたま市南区南浦和1丁目18番3号	さいたま市立大谷場放課後児童クラブ
さいたま市浦和区上木崎3丁目11番33号	さいたま市立上木崎放課後児童クラブ
さいたま市浦和区仲町4丁目7番6号	さいたま市立仲町放課後児童クラブ
さいたま市南区南本町1丁目18番13号	さいたま市立南浦和放課後児童クラブ
さいたま市南区曲本4丁目7番6号	さいたま市立沼影放課後児童クラブ
さいたま市南区辻6丁目3番28号	さいたま市立辻放課後児童クラブ
さいたま市浦和区北浦和2丁目18番3号	さいたま市立北浦和放課後児童クラブ
さいたま市浦和区領家4丁目20番1号	さいたま市立木崎放課後児童クラブ
さいたま市南区大字太田窪2500番地1	さいたま市立善前放課後児童クラブ
さいたま市浦和区本太4丁目3番39号	さいたま市立本太放課後児童クラブ
さいたま市浦和区領家7丁目2番19号	さいたま市立針ヶ谷放課後児童クラブ
さいたま市浦和区大東3丁目14番1号	さいたま市立大東放課後児童クラブ
さいたま市南区文蔵4丁目19番3号	さいたま市立文蔵放課後児童クラブ
	さいたま市立文蔵児童センター
さいたま市南区大字大谷口993番地16	さいたま市立大谷口放課後児童クラブ
さいたま市南区別所2丁目15番6号	さいたま市立浦和別所放課後児童クラブ
	さいたま市立浦和別所児童センター

さいたま市浦和区岸町4丁目1番29号	さいたま市立高砂放課後児童クラブ
さいたま市南区大谷場2丁目13番54号	さいたま市立大谷場東放課後児童クラブ
さいたま市南区鹿手袋4丁目1番12号	さいたま市立浦和大里放課後児童クラブ
さいたま市浦和区岸町5丁目20番4号	さいたま市立岸町放課後児童クラブ
さいたま市浦和区東仲町28番15号	さいたま市立仲本児童センター
	さいたま市老人福祉センター仲本荘